



# 令和8年度 第1回 佐鳴台小学校 学校運営協議会

2026. 4. 22

浜松市立佐鳴台小学校  
14時30分～16時00分  
進行：鈴木 史恵

1 校長挨拶

2 委員任命書委嘱書交付

3 自己紹介（委員・学校教職員）

4 浜松市学校運営協議会規則確認

5 会長の選出及び副会長の指名

6 議長の選出

7 前回会議録、令和7年度協議会自己評価の確認

8 熟議

司会 議長

(1) 本校経営方針について

(2) さなレンジャーピースについて

(3) いじめ防止基本方針について

(4) 夢育やらまいか事業（CS 加算分）に対する意見書について

9 連絡

・学校運営協議会自己評価表について

次回開催日時 第2回佐鳴台小学校運営協議会

《令和8年6月18日(木) 14:30～16:00》

## 浜松市立佐鳴台小学校運営協議会委員

(令和7年4月～令和8年3月)

No.	氏名	ふりがな	種別	性別	肩書 等
1	野嶋 京登	のじま きょうと	2	男	PTA顧問
2	本間 健太	ほんま けんた	2	男	PTA会長
3	市川 隆義	いちかわ たかよし	1	男	地域住民
4	大西 真理子	おおにし まりこ	1	女	地域住民
5	山本 幸弘	やまもと ゆきひろ	1	男	地域住民
6	羽広 雄太	はびろ ゆうた	3	男	学校支援コーディネーター兼委員
7	結城 真澄	ゆうき ますみ	3	女	学校支援コーディネーター兼委員

8

【規則種別】 ※1～3は、必ず1人以上を選定する。

1：地域住民(自治会役員等)

2：保護者(PTA役員等)

3：対象学校の運営に資する活動を行う者(学校支援CD等)

4：その他、校長が適当と認める者

## 浜松市立佐鳴台小学校 学校支援コーディネーター

No.	氏名	ふりがな	性別	肩書 等
1	羽広 雄太	はびろ ゆうた	男	学校支援コーディネーター兼委員
2	結城 真澄	ゆうき ますみ	女	学校支援コーディネーター兼委員
3	待井 香世	まちい かよ	女	学校支援コーディネーター

## 浜松市立佐鳴台小学校運営協議会 オブザーバー

No.	氏名	ふりがな	性別	肩書 等
1	諏訪部 高央	すわべ たかお	男	佐鳴台協働センター CS担当

No.	氏名	ふりがな	肩書 等
1	河合 享子	かわい きょうこ	校長
2	古橋 智一	ふるはし のりかず	教頭
3	平澤 紀子	ひらさわ のりこ	主幹教諭
4	鈴木 史恵	すずき ふみえ	CS担当教職員
5	朝倉 君江	あさくら きみえ	CSディレクター 校務アシスタント

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2025年度 第5回 佐鳴台小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 2026年2月18日（水） 14時30分から16時00分
- 2 開催場所 佐鳴台小学校 会議室
- 3 出席委員 野嶋 京登、本間 健太、橋本 博行、嶋津 歌絵、山下さおり、辻 博康  
羽広 雄太
- 4 欠席委員 大西真理子
- 5 オブザーバー 諏訪部高央（佐鳴台協働センター）
- 6 学校支援コーディネーター 結城 真澄、待井 香世
- 7 学 校 染葉 泰伸（校長）、古橋 智一（教頭）、森本 智子（主幹）  
鈴木 史恵（CS 担当教職員）、朝倉 君江（CS ディレクター）
- 8 傍 聴 者 なし
- 9 会議録作成者 CS ディレクター 朝倉 君江

10 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、会長から羽広委員を推挙する旨の発言があり、全員意識なくこれを承認した。

11 報 告

○1・2月の学校支援活動について

CS 担当教諭の鈴木より、1・2月の学校支援活動として、読み聞かせボランティア、算数サポート等について報告があった。

○夢育やらまいか事業の報告

教頭より、地域人材や専門家を活用した学習支援として、3年生の地域学習、4年生の福祉学習、5年生の環境学習、6年生の職業講話等に活用している旨の報告があり、全員意識なくこれを承認した。

12 協 議 事 項

- (1) 「いじめ防止基本方針」について
- (2) 教育活動計画について
- (3) 学校経営構想について
- (4) 運営協議会自己評価について

13 会 議 記 録

司会の鈴木から、委員総数8人のうち7人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 「いじめ防止基本方針」について

議長の指示により、永田直美（いじめ対策コーディネーター）から、別紙資料に基づき「いじ

め防止基本方針」について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・単なる制限ではなく、情報の取捨選択や「**自分を守る力(リテラシー)**」を育てる教育が重要(本間委員)

- ・SNSの使い方においては、世代によるコミュニケーション(絵文字の使い方等)の感覚の違いを大人が理解する必要がある(羽広委員)

- ・トラブル時、大人が一方的に叱るのではなく、子供の本音を引き出し、納得させる向き合い方が大切(辻委員)

## (2) 教育活動計画について

議長の指示により、主幹から、別紙資料に基づき「教育活動計画」について説明があり、全員異議なくこれを承認した。

## (3) 学校経営構想について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき「令和8年度学校経営構想」について説明があり、委員から以下の発言があった。

- ・大きな声での挨拶だけでなく、目配せや会釈など、相手を認める「心の通い合い」を重視する。(橋本委員)

- ・大人がまず手本を見せ、子供からの反応がなくても継続して関わり続ける姿勢が重要(山下委員)

※校長より・・・「挨拶プラス1」運動を実践している。挨拶にもう一言(「行ってらっしゃい」「その帽子いいね」等)を添えることで、コミュニケーションの質を深める。協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

## (4) 運営協議会自己評価について

それぞれの委員が振り返ったことをもとに、協議会としての自己評価を行い、全員異議なくこれを承認した。

## その他報告事項等

- ・令和8年度学校運営協議会の年間計画・組織について

- ・次回は、令和8年4月22日(水) 14:30~16:00に開催予定

(様式1)

学校番号 (小・中55)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(佐鳴台小)学校運営協議会長

＜本年度の目標＞

テーマ「つながる力を育む学校支援活動の充実」を実現させるために、「つながり」を踏まえてサポーターの必要性をさらに検討し、充実させていく。

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた  イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

- ・つながる力を育むためには、どうしたらいいのかブレインストーミングを行い、それぞれの立場と角度から見える鋭い意見も交えることができた。
- ・校長先生からの経営方針で様子がわかり、それを基にして話し合うことができた。しかし、先生方の考えを知り、それに寄り沿って意見を述べられるとよいと思う。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた  イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった

(理由)

- ・抽象的な熟議に時間がかかり、具体的な活動へは落とし込めていない。基本方針に時間をかけて熟議できたのはいい点であるが、具体的な活動まで熟議する時間は必要である。
- ・学校が諸組織と連携し、教育の質を高める取り組みが充実してきていると感じる。しかし、本協議会で取組を提案して具体化するにはまだ検討が必要と感じる。

＜評価項目3＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った  イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった

(理由)

- ・協議した内容を会議録にして、ホームページに載せたり、儀式や学校便り等で本会の存在を知らせたりすることで、情報発信がなされている。
- ・協議会外からは何を話し合ってるか質問される場合もよくある。学校の児童・保護者・教員の皆様への発信はあまり無いイメージである。

＜評価項目4＞ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・多文化共生推進のために、コミュニケーション能力を高め、「つながる力」を育てていく。
- ・時代の変化に応じた、学校教育活動の在り方を考える。



# 令和8年度 学校経営構想



浜松市立佐鳴台小学校

## 1 国及び市の方針

### (1) 国の方針

#### ○教育の目的（教育基本法第1条）

「人格の完成」「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」

#### ○義務教育の目標（学校教育法第21条）

十の具体的目標

- ・ 自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力を育成すること
- ・ 生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を育成すること
- ・ 我が国と郷土を愛する態度、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育成すること
- ・ 家族と家庭の役割及び衣・食・住・情報・産業等の基礎的な理解と技能を育成すること
- ・ 生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を育成すること
- ・ 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を育成すること
- ・ 生活にかかわる自然現象について科学的に理解し、処理する基礎的な能力を育成すること
- ・ 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること
- ・ 生活を豊かにする音楽、美術、文芸等について基礎的な理解と技能を養うこと
- ・ 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと

#### ○学習指導要領

- ・ 育成を目指す資質・能力の三つの柱

「知識及び技能」…「何を理解しているか、何ができるか」

「思考力、判断力、表現力等」…「理解していること・できることをどう使うか」

「学びに向かう力、人間性等」…「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」

- ・ 「個別最適な学びと協働的な学び」の一体的な充実に向けた授業改善の推進  
必要に応じた重点的な指導と個に応じた学習活動・学習課題の提供  
多様な他者との協働  
主体的・対話的で深い学びを意識した授業改善

### (2) 市の方針

#### ○浜松市教育推進大綱

- ・ 市民協働によるひとづくり
- ・ 子どもの学びと育ちを支える環境づくり
- ・ 創造性あふれるまちづくり

## ○第4次浜松市教育総合計画

(令和7～16年度)

### 【基本理念】

### 描く夢や未来の実現

#### 【方針】

- ・方針Ⅰ 自分や浜松の未来を創る人づくり
  - 政策1 情報活用能力の育成
  - 政策2 多様なニーズに対応したこども・保護者への支援  
外国につながるこどもの学びや支援の充実
  
- ・方針Ⅱ 安全・安心で魅力ある環境づくり
  - 政策3 教職員がいきいきと働ける環境の整備
  - 政策4 学校安全の推進  
いじめ問題への対応
  
- ・方針Ⅲ こどもの学びや育ちを支える連携・協働
  - 政策5 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進  
家庭教育支援の推進

## 2 学校経営構想

### (1) 校訓 「佐鳴の心 勇気 友情 勤労」

— 勇気を出せ・友達思いであれ・働く汗を流せ —

### (2) 学校教育目標 「つながる力を育み、よりよく生きる佐鳴の子」

### (3) 学校経営にあたって

大きな社会情勢の変化のうねりが押し寄せ、様々な分野においてこれまでの対応や方法の見直しを余儀なくされており、教育界も例外ではない。様々な変化の中でも特筆されるのが、教育DXの号令よろしく、ICTの積極的な利活用が急務となっていることである。これからの社会のデジタル化グローバル化に対応していくためには、ICTを適切に使いこなす能力は、益々必須の能力となっていくことは間違いない。しかしそれは、これからの社会を人としてよりよく生きていくために必要な要素の一つに過ぎず、ICTの活用能力にのみ偏重した人格では、自分にかかわる人と、より良い人間関係を築いていくことが難しくなってしまうこともありうる。

学校現場にも、いよいよAIの本格的な活用が入ってくることになる。今現在も生活のあらゆる場面で使う機器には、気付かぬうちにAIが組み込まれているが、AIの言いなりでAIに主導権を握られることなく、意思決定の主体は、常に人間でありたい。

人が人として自らの生き方、考え方を自分の力で模索し、見出し、その方向に一歩ずつ進んでいく力をはぐくんでいきたい。その過程の中で「人ものこと」と深くかわりあい、感じ、考え、議論していく。その助けとしてICTを適切に活用していく。これからの教育現場にはそのような取り組みが求められると考える。

#### (4) 佐鳴台小学校を取り巻く地域の特性

学区は、佐鳴湖の東岸から台地にかけての起伏に富んだ地域である。樹木が多く自然環境に恵まれ、四季折々の季節感豊かな地である。また、周辺には、蜷塚遺跡・入野古墳・伊場遺跡等名所旧跡が多く、歴史的にも恵まれている。

昭和30年代頃から原野と農耕地に開発の手が加えられ昭和40年代には、個人住宅やアパートが建てられ始めた。現在では、協働センターをはじめとして、郵便局等の機関や各種商店が立ち並び、生活環境は整えられている。また、公園が整備され、街路樹も美しく、住宅街としての景観を呈している。学区にある県営住宅には、在籍児童が多く居住しているが、近年建て替え工事が進められ、新しい棟が完成しつつある。しかし、子育て世帯が居住するような間取りの物件が減少し、建て替えられた棟に、新たに学齢期の子をもつ家族が入ってくることが少なくなっている。そもそも少子化が進む中で、このような状況下であるため、令和11年度には、オール2クラスになる見通しである。

外国につながる児童が多く在籍する傾向にあり、「様々な国籍・文化・習慣をもつ児童が通う学校」の校風が定着してきた。子供たちは、言語の壁、習慣の壁を乗り越えて交流し、共に学ぶ雰囲気醸成されてきている。

#### (5) 佐鳴台小学校の教育課題

- 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びを実現し、基礎的・基本的な学力の差を広げないこと（知）…学びをつなぐ
- 多文化共生社会を支えるために人権感覚を磨き、いじめを許さない学校風土にすること（徳）…心をつなぐ
- 自分で考えて命を守る行動を身に付けさせること（体）…命をつなぐ

### 3 目指す子供像

- 様々な考えをつなげ、自分らしさを大切に、よりよい生き方を模索していく姿
- 人とのつながり（協働）の中で多様性を尊重し、自他の人権を大切にする姿
- かけがえのない自他の命と、そのつながりを大切にする姿

### 4 目指す学校像

地域と共にある 佐鳴の心の響きあう学校〈自立と共生を目指して〉

### 5 目指す教職員像

- こどもの自分らしさを受け止める教職員
- 愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員
- 専門性と指導力を磨き続ける教職員

### 6 学校経営推進にあたって

- 学校にかかわる全ての人の命を大切にする。
- チーム佐鳴台として教職員の和と力を結集し、組織が有効に機能する組織的・協働的な学校運営を行う。
- 発達支援教育の理念を根幹に据え、一人一人の教育的ニーズを探り、適切な指導・支援を考えて寄り添う。（子供の多様性、個性の違いを価値あるものとして、互いを受容し合う温かな雰囲気）
- 学校・家庭・地域等がチームとして、協働して児童の育成に取り組む。
- 全職員でカリキュラム・マネジメントをし、教育活動を常に精査する。
- 教育DXの推進による個別最適な学びと協働的な学びの更なる充実と、教職員の事務処理の効率化

## 7 特色ある学校づくり

○さなレンジャー	勇気・友情・勤労 3つの心の啓発 ※ 児童会のキャラクター ※ SDG s 推進の基盤(心)
○響き合うさわやかな挨拶	孤立しない・させない(自助・共助) 小・中でのあいさつ運動 「小さな親切」運動静岡県本部協力校(R5・R6)
○いじめ予防プログラム	いじめ対策コーディネーター・担任からの話 しあわせスイッチ、アンバランスパワー、シンキングエラー等について 児童会活動・委員会活動(はままつマナー)
○企業と進めるキャリア教育	モデルとなる多くの大人との出会い 仕事の準備として軸をつくる。 キャリアアンカーを育てる協働授業
○構成的グループエンカウンター	人間関係づくり活動とスキルの習熟 多様な仲間との対話(やさしい日本語)
○クラシック・アート	本物の文化・芸術との出会い (音楽・アート等に包まれた環境)
○学校学習支援サポーター さなレンジャーPEACE さなレンジャーSAKURA さなレンジャーSMILE  さなレンジャーHAPPY	保護者・地域人材による学校学習支援サポーター
○クラブ活動	多才な講師によるクラブ活動 保護者・地域住民によるボランティアの導入
○生花教室	昼休み 日本文化にふれる体験 貢献活動(校内展示)
○レッツさんとの交流	昼休み インクルーシブ体験
○放課後外国人指導	地域人材による放課後の外国人学習サポート



# 令和8年度 佐鳴台小学校グランドデザイン

校訓 佐鳴の心



勇気



友情



勤労



## 学校教育目標

### つながる力を育み、よりよく生きる佐鳴の子

#### 【目指す子供像】

- 様々な考えをつなげ、自分らしさを大切にして、よりよい生き方を模索していく姿
- 人とのつながり(協働)の中で多様性を尊重し、自他の人権を大切にする姿
- かけがえのない自他の命と、そのつながりを大切にする姿

知(学びをつなぐ)	徳(心をつなぐ)	体(命をつなぐ)
「ひと・もの・こと」とつながることを通して新たな価値を見出し、よりよい考えを導き出す力を育む	他者とつながることを通して自己肯定感を高めるとともに、多様性を受け止め、互いの人権を尊重し合える理解力・判断力を育む	自らの心身と向き合うことを通して、自他の命の大切さに気付き、たくましく生き抜く心と体を育む
基礎・基本が身に付く授業 個別最適な学び・協働的な学びの 実践 思いを伝える語彙力の向上	<b>知識及び技能</b> 心がつながるあいさつ 児童会(さなるレンジャー)によるつげ な活動の充実	心身の健康に関する学びの場の設定 主体的に取り組める運動会、持久走、 長縄など体育的活動の工夫
自分の考えや思いを発信する授業 多様な考えに触れ、議論を通して 考えを深め、広げる授業 表現する機会の設定 (さなる楽学発表会)	<b>思考力・判断力・表現力</b> 道徳の学習の時間を大切にし、人間 関係を築く 特別活動の時間を中心とした構成的 グループエンカウンターの実践	自分で考えて命を守る行動(自助・ 共助)を身に付けさせる(避難訓練・ 交通安全・病気の予防)
人・もの・こととのつながりから学 びを深めることを意識した授業	<b>学びに向かう力・人間性等</b> 自分の良さを発揮し、多様な他者と かかわる場の充実(学級活動等)	自分の心身の健康・運動との関わり、 体力を振り返る場を作る



【目指す学校像】 地域と共にある 佐鳴の心の響きあう学校 <自立と共生を目指して>

【目指す教職員像】 こどもの自分らしさを受け止める教職員  
愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員  
専門性と指導力を磨き続ける教職員

#### 第4次浜松市教育総合計画 ～ 描く夢や未来の実現～

未来を創る人づくり

- ・情報活用能力の育成
- ・多様なニーズに対応したこども・保護者への支援
- ・外国に繋がるこどもへの支援

安全・安心な環境づくり

- ・教職員がいきいきと働ける環境の整備
- ・学校安全の推進
- ・いじめ問題への対応

学びや育ちを支える連携・協働

- ・CSと地域学校協働活動との一体的な推進
- ・家庭教育支援の推進
- (・9年間で目指す子供像を共有した小中一貫教育)

# 令和8年度

佐鳴台小学校

## 「つながる力」の基となる「コミュニケーション能力」

「人」とよりよく、温かくつながるコミュニケーション

### 話す力

- ・ 語彙力
- ・ 話型
- ・ 場に合った話し方（言葉遣い、声の大きさ）

### 聴く力

- ・ 温かい聴き方（体を向けて聞く、頷き）
- ・ 目と心で聴く
- ・ 聴いたことを自分とつなげる

### 共感力

- ・ 相手の考え、立場を知る
- ・ 自分との違いを理解する
- ・ 違いを認める
- ・ 相手への敬意

### 自己肯定感

- ・ 相互のよさを伝えよう
- ・ 自分の良いところを知る
- ・ 「発表」の経験を積む

日々のあいさつ

# 佐鳴台小コミュニティ・スクールだより

NO.15 佐鳴台小学校 令和8年4月23日

## 学校・学習支援サポーター「さなレンジャーPEACE」参加のお願い

うらかな春日和の頃となりました。保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動について御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

本校では、「コミュニティ・スクール」として、学校・家庭・地域・行政等が力を合わせて子供たちを育む「市民協働による人づくり」を進めています。令和7年度は、のべ600名の保護者の皆様から子供たちの学習支援や安全確保のために多大な御協力をいただきました。本年度も以下のような活動を考えています。

つきましては、アンケートに回答をお願いします。子供たちの学習活動等の一層の充実のために、ぜひ一年間に一回は、何らかの活動に参加してみませんか。

### 記

#### 1 入力について

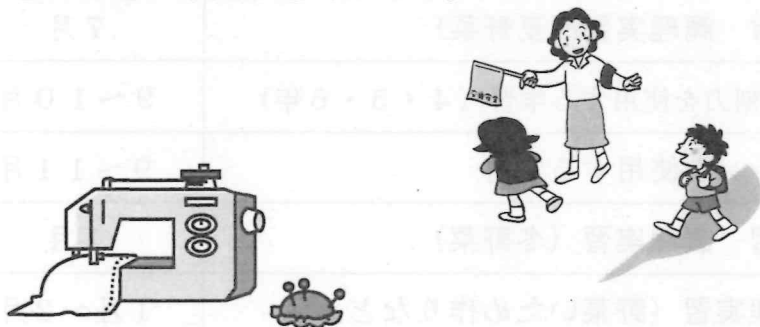
- ・現時点で少しでも参加できそうな活動の番号のすべてを回答してください。
- ・今年度参加できない方は、「今年度は参加できません」にチェックをしてください。

#### 2 しめきり

5月6日（水）

#### 3 その他

- ・活動の約2か月前になりましたら、「参加」と御返信をいただいた方に詳細をお知らせします。
- ・御都合が付かなくなった方は、その時に「不参加」としてください。
- ・今回募集をしましたが、内容や実施方法などによりサポートを中止する場合がありますことをご承知おきください。



佐鳴台小学校  
担当 史恵・待井・結城  
電話 448-6768

## R8 さなレンジャーPEACE 計画

番号	学年など	活 動 内 容	およその時期
1	1年	生活科 佐鳴湖での活動	11月
2	1年	生活科 アサガオのつるを使ったリースづくり	10月
3	1年	生活科 冬の遊び(工作)	1月
4	2年	生活科 佐鳴台の街探検	10月
5	2年	図画工作 カッターナイフを使用する学習	10月
6	2年	算数科 ものさしの学習	6月
7	3年	図画工作 金づちを使用する学習	10月中旬
8	3年	書 写 書き初めの学習	12月上旬
9	3年	算数科 コンパスの学習	9月
10	4年	図画工作 のこぎりや金づちを使用する学習	6月上旬
11	4年	図画工作 彫刻刀を使用する学習	12月上旬
12	4年	算数科 分度器の学習	6月上旬
13	5年	家庭科 手縫いの学習	6～7月
14	5年	家庭科 調理実習(野菜をゆでる)	5～6月
15	5年	家庭科 ミシンを使用する学習	10～11月
16	6年	家庭科 調理実習(野菜を炒める)	6月
17	6年	家庭科 ミシンを使用する学習	9～10月
18	6年	家庭科 調理実習(おかず作り)	12月
19	レインボー	図画工作 のこぎりや金づちを使用する学習	6月
20	レインボー	生活単元学習 調理実習(夏野菜)	7月
21	レインボー	図画工作 彫刻刀を使用する学習(4・5・6年)	9～10月
22	レインボー	家庭科 ミシンを使用する学習	9～11月
23	レインボー	生活単元学習 調理実習(冬野菜)	1月
24	レインボー	家庭科 調理実習(野菜いため作りなど)	1月～2月
25	レインボー	生活単元学習 生花教室	12月
26	クラブ	クラブ活動の補助 将棋・手品・ネイチャークラフト・卓球・理科・手芸 ペーパークラフト・レザークラフト など (詳細は後日配信 その際に希望を取ります)	9/16 9/30 10/7 上記3日のうち、 1日でもかまいません。

27	その他	<p>昼休みのふれあい・見守り</p> <p>『クリエイティブレッツ』や『佐鳴台シニアクラブ』の皆さんがおみえになります。一緒に活動をしたり、校内にいる子供たちの様子を見守ったりします。</p>	<p>詳細は後日お伝えします。6/4.11/5.2/4の3回です。</p> <p>1回でもかまいません。</p>
28	その他	<p>1学期期間の土曜日・日曜日、親子で学校花壇の水やりや草取り</p> <p>6月 6日・ 7日・13日・14日・ 20日・21日・27日・28日</p> <p>7月 4日・ 5日・11日・12日・ 18日・19日</p> <p>いつでもできる。</p> <p>※今年度はこの期間のみお願いします。</p>	<p>左側の日程の中からできる日をお選びください。1回でもかまいません。後日詳細を配布します。</p>
29	その他	<p>図書室の本の修理や図書室の飾りつけ (6/3 7/1 9/2 10/7 11/11 12/8 1/13 3/3)</p> <p>活動は、水曜日 10:30 から1時間程度。</p> <p>※希望された方につきましては、6月3日(水) 10:30～、本校図書室にて事前説明会を行います。どうしても来られない方は、詳細を書いたプリントを後日お渡ししますので、「説明会には欠席する」旨を自由記述欄にお書きください。</p>	<p>詳細は後日配布します。</p>
30	その他	<p>図書室の本の貸し出し(児童図書委員の補助)</p> <p>(火の昼休み 12:45～13:05)</p> <p>(月・木の昼休み 12:45～13:20)</p>	<p>来られる日だけで結構です。</p> <p>詳細は事前説明会にてお伝えします。</p>
31	その他	<p>図書室の本の貸し出し(児童図書委員の補助)</p> <p>(火・木の15分休み 9:55～10:20)</p> <p>※上記の【昼休みの本の貸し出し】の方と【15分休みの本の貸し出し】を希望された方につきましては、5月13日(水) 10:30～、本校図書室にて事前説明会を行います。内容は、図書室のパソコンの使い方の説明と前期(10月末まで)の当番決めです。ぜひ参加をお願いします。どうしても来られない方は、詳細を書いたプリントを後日お渡ししますので、「説明会には欠席する」旨を自由記述欄にお書きください。</p>	<p>来られる日だけで結構です。</p>
32	その他	<p>読み聞かせ</p> <p>※希望された方につきましては、5月13日(水) 9:30～、本校図書室にて事前説明会を行います。内容は、読み聞かせの方法説明と前期(10月末まで)の当番決めです。ぜひ参加をお願いします。どうしても来られない方は、後日詳細を書いたプリントをお渡ししますので、「説明会には欠席する」旨を自由記述欄にお書きください。</p>	<p>月2回、木曜日のさなるタイム (8:05～8:20)</p> <p>来られる日だけで結構です。</p>

33	その他	登下校の見守り<例> ・ 犬の散歩やウォーキングをしながら ・ 買物に行きながら ・ 庭の花の水掛けをしながら ・ 自宅付近の横断歩道で登下校の見守り など ※必要に応じて黄色い旗をお渡しします。学級担任にお申し出ください。	
34	その他	運動会（5月25日 予備日5月27日） 終了後の片付けなどの補助	運動会当日のみのボランティアです。

※ 今年度は、「34番 運動会当日の片付け」が新規です。当日の補助で結構です。予備日になった場合は、出られる場合だけで結構です。

令和8年度までに 主に企業等の方に講師に入っていたきたい学習

学年	時期	教科	単元 内容 等	企業名など	教材費講師料など
1年	12月	生活	洗濯物のたたみ方	白洋舎	なし
3年	10月	図工	くぎうち	きなりハウス	学年費 300円
	6月	図工	人物画の描き方 (運動会の絵)	元教員 羽広	0円
	2月	社会	市のうつりかわり	元市職 鈴木康二	学年費 100円
5年	4月	総合	人と自然との共生	パーマカルチャー大村	1000円×○時間
	2月	家庭科	お金の使い方	ファイナンシャルプランナー 松野	学年費 100円
	2月	社会	浜松市の防災	元市職 鈴木康二	資料なし
6年	6月	総合	職業講話	約10企業	謝礼無し

令和8年度 主に地域の方に講師に入っていたきたい学習

学年	時期	教科	内容	人材	講師料など
2年	9月	生活	空き容器などを使ったおもちゃ作り	大澤容子	1000円×○時間
	10月	生活	学区のお店探検	学区内の店舗	0円
3年	6月	総合	佐鳴台を支える人・もの	不動院 歴史	1000円×○時間
	〃	〃	〃	交番	〃
	〃	〃	〃	自治会長	〃
	〃	〃	〃	郵便局	〃
	〃	〃	〃	商店会	〃
	〃	〃	〃	佐鳴台協働センター	〃
	7月	社会	スーパーマーケットの仕事	遠鉄ストア	なし
4年	4/7月	総合	高齢者の生活	橋本・山本 (嶋津)	1000円×○時間
	10月	社会	シニアの皆さんとの交流	シニアクラブ	なし
	2月	総合	福祉講話	クリエイティブレッツ	1000円×○時間
5年	7月	総合	佐鳴湖のごみ (ゴミマスターズ)	福島正則	1000円×○時間
6年	6~9月	総合	職業講話	学区のお店	1000円×○時間
レイ	9月	生単	地域防災	地域防災リーダー	1000円×○時間

※ 3年生・4年生 (4年生はR7未実施) の算数科「そろばん」の補助・民生委員さん

※ 来校は1時間1000円、店舗訪問は0円

令和8年度 その他の支援

習字の指導や読書指導、入道活動、地域の事業など、

実施時期	実施内容	実施場所	実施者	実施回数	実施時間	実施人数
9月10月の水曜日の午後3回	○ クラブ活動 12クラブすべてに外部講師					
	○ 音楽鑑賞教室 NPO法人浜松生涯学習音楽協議会より講師 3・4・6年の鑑賞教材の時間 各1時間					
	○ 生花教室 池坊より講師 井上和美先生 補助 さなレンジャーSAKURAの皆さん 年間8回 昼休み 毎回各学級より2名					
	○ レインボー学級サポート さなレンジャーHAPPY (民生委員) 野菜作りの補助					
	○ 算数サポート さなレンジャーSMILE (元教員) 算数科の学習の補助					

入道員、民生委員、ボランティア、NPO法人、市民活動、地域活動、

10月10日(水) 10月10日(水) 10月10日(水)

# R8 生花教室 計画

期日	時間 (予定)	人数 (未確定)	場所	備考
① 6月15日 (月)	12:45~13:10 (ロング昼休み)	16名 (246年学級2名)	家庭科室	6月18日 (木) 学校運営協議会
② 6月16日 (火)	12:45~13:10 (昼休み) ※ そうじあり	14名 (135年学級2名)	家庭科室	6月24日 小中合同研
③ 10月26日 (月)	12:45~13:10 (ロング昼休み)	16名 (246年学級2名)	家庭科室	10月30日 (金) 参観会
④ 10月29日 (木)	12:45~13:10 (ロング昼休み)	14名 (135年学級2名)	家庭科室	10月28日 (水) 市教研
⑤ 12月 8日 (木)	12:45~13:10 (昼休み) ※ そうじあり	14名 (135年学級2名)	家庭科室	12月9日 (水) さなる楽学発表会
⑥ 12月 7日 (月)	12:45~13:10 (ロング昼休み)	16名 (246年学級2名)	家庭科室	
⑦ 12月 4日 (金)	10:20~11:05 (3校時)	約 名 (レインボー低学年)	レインボー2	12月9日 (水) さなる楽学発表会
⑧ 12月 4日 (金)	11:15~12:00 (4校時)	約 名 (レインボー高学年)	レインボー2	

○講師 池坊准華督 井上 和美 様 (中区幸)

○準備 (講師) 生花、オアシス

(学校) 花器、はさみ

※サポーター ⑦⑧ レインボーの保護者数名

(CS担当) 名札用画用紙、サインペン、カメラ  
(教頭) 生花代、オアシス代

(児童) なし

①②③④⑤⑥ さなレインジャー-SAKURA

※ ①②③④⑤⑥ 12時集合、⑦⑧8時半 井上先生と打合せ

## 令和8年度 佐鳴台小事業「音楽科 鑑賞教室」計画

学年	内容	場所	曲目等(相談の上決定)	時期	時間	派遣者(分野)
3	リコーダー 鑑賞及び基本的な演奏の仕方	体育館	「小鳥のために」 「ピタゴラスイッチ」など	6月	45分	
4	箏(こと)をひいてみよう ・日本の伝統音楽に触れる。 ・音色のよさを感じ取り演奏の仕方を知る。	音楽室	「さくら」など	1月or2月	45分×3クラス 1回	和久田雅子 和久田知子
6	雅楽鑑賞 伝統と歴史、雅楽器について知り、 日本に古くから伝わる音楽に親しむ	音楽室	「越天楽」など	1月or2月	45分	天白雅楽会より3名

※その他 控え室は必要に応じてグリーンルーム 更衣・楽器ケース保管など

【NPO法人浜松生涯学習音楽協議会】

# V-4 いじめ防止の基本方針

表目 様式本基五四(四)の察字小台御堂立市浜松

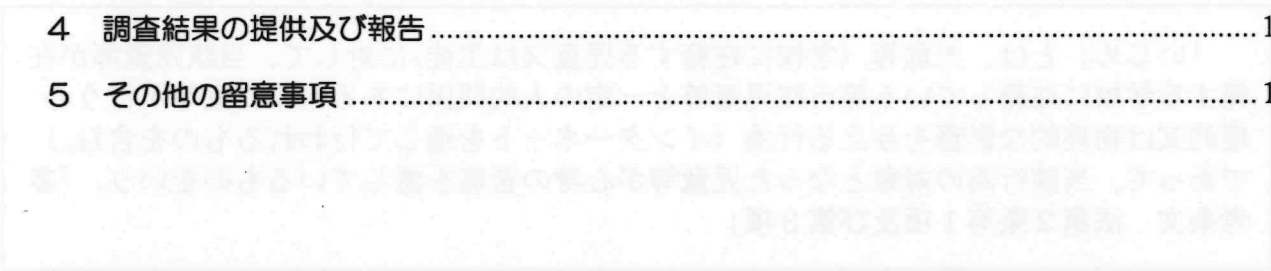
## 浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針

### 浜松市立佐鳴台小学校

## 浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	4
1	いじめの定義	4
2	いじめの理解	4
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	5
(1)	いじめの未然防止	5
(2)	いじめの早期発見	5
(3)	いじめへの対処	6
(4)	地域や家庭との連携	6
(5)	関係機関との連携	6
第2	いじめの防止等のための対策	6
1	いじめの防止等のための組織	7
(1)	「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	7
(2)	いじめの防止等における教職員の役割	7・8
2	いじめの防止等に関する取組	9
(1)	佐鳴台小年間指導計画	9
(2)	いじめの未然防止	10
(3)	いじめの早期発見	11
(4)	いじめに対する措置	12
(5)	関係機関との連携	13
(6)	学校における教育相談体制の整備	13
(7)	教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	13
(8)	いじめが「解消している」状態	14
(9)	「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	14
3	地域や家庭の役割	15
(1)	地域の役割	15
(2)	家庭の役割	15

第3 重大事態への対処.....	15
1 重大事態の意味.....	16
(1)生命心身財産重大事態.....	16
(2)不登校重大事態.....	16
(3)子供や保護者からの申立て.....	16
2 重大事態の調査組織.....	16
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	16
4 調査結果の提供及び報告.....	16
5 その他の留意事項.....	17



学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

## 第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

### 2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。

- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

#### (1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

#### (2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの

子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

○学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。

○学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

### (3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。

②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。

③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。

④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。

⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

### (4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

○PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。

○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。

○多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など)と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

## 第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要

(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

## 1 いじめの防止等のための組織

### (1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
  - ・校長、教頭、主幹教諭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、各学年主任、養護教諭、学級担任、発達支援コーディネーター
  - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
  - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって、教科担任、外国人就学支援員、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回定期的に開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

### (2)いじめの防止等における教職員の役割

#### ①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

#### ②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任（主幹教諭）  
: いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導担当教員  
: いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員  
: 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。

ク 発達支援コーディネーター

: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

ケ SC : 心理に関する教育相談を担う。

コ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

※GE：構成的グループエンカウンター ※CP：キャリア・パスポート  
 ※□児童の活動は、児童の実態や校内行事などの関係で実施時期が変更になる場合もある。

## 2 いじめの防止等に関する取組

### (1) 佐鳴台小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆校内研修 ・基本方針・組織の確認 ・いじめ未然防止 □○始業式・入学式 ・基本方針の説明 □授業開き ・人間関係作り (GE) ・1年間のめあて (CP) □いじめ予防プログラム① ・担当の話・担任の話 ・「しあわせスイッチ (はままつマナー)」呼び掛け ◆小・中合同研修① ○三者面談 (低学年・レインボー) 学校運営協議会 ・基本方針の説明 ○教育相談(毎週金曜) □学活(学級目標の設定) ◆校内研修 発達支援研修会	夏季 休業 9 □2学期授業開き ・人間関係作り (GE) □道徳 高学年 (情報モラルに関する資料) ○教育相談(毎週金曜) 10 □道徳(相互理解、寛容) ○参観会 □学活(高学年遵法教室) □林間学校・校外行事 □いじめ予防プログラム③ ・担当の話・担任の話 ・児童会、委員会(はままつマナー) □心のアンケート・面談 ○教育相談(毎週金曜)	1 □3学期授業開き ・人間関係作り (GE) □道徳 (公正、公平、社会主義) □いじめ予防プログラム④ ・担当の話・担任の話 ・児童会、委員会(はままつマナー) □心のアンケート・面談 ○教育相談(毎週金曜) 2 ◆校内研修 ・今年度の振り返り ・基本方針の改定 ・次年度年間指導計画の作成 □道徳(感謝) ○教育相談(毎週金曜) 3 □6年生を送る会 ◆次年度への引継ぎ確認 ○保幼小連絡協議会 小中連絡協議会 ○学校だより(取組紹介) □学活 ・年間の振り返り (CP) ○教育相談(毎週金曜)		
5	○参観会 □学活(情報モラル) 全学年 □道徳(友情、信頼) ◆校内研修 ・提案授業、授業改善 □○運動会 ◆校内研修 ・外国人指導研修会 ○教育相談(毎週金曜)	11 □修学旅行・校外学習 ◆校内研修 ・授業研究、主体的・対話的で深い学び ◆小・中合同研修② ○教育相談(毎週金曜) ◆□○学校評価アンケート	[年間] ○「しあわせスイッチ(はままつマナー巻頭詩より)」を合言葉に、児童会活動と関連付けながら、いじめのない温かな学校風土づくりに取り組む。 ○発達支援学級児童、外国につながる児童との学び合いの場を充実させる。 ○朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」「今日のヒーロー」等の取組を行う。 ○毎週金曜日を教育相談日とし、保護者との連携を大切にしながら、学校が児童にとって安心して学べる場となるよう努める。		
6	□いじめ予防プログラム② ・担当の話・担任の話 □・児童会、委員会(はままつマナー) □命について考える(朝会) □全校道徳(生命の尊さ) □心のアンケート・面談 ○教育相談(毎週金曜)	12 □○さなる楽学発表会 □学活 ・2学期の振り返り (CP) ○学校だより(取組紹介他) ・いじめ未然防止、早期解決に向けての家庭の役割 ○教育相談(毎週金曜)			
7	□道徳(親切、思いやり) □道徳 低・中学年 (情報モラルに関する資料) □学活 ・1学期の振り返り (CP) ○教育相談(毎週金曜)				

## (2)いじめの未然防止

学校教育目標「「つながる力を育み、よりよく生きる佐鳴の子」の具現化を目指し、「かけがえのない命（存在）とつながりを大切にしながら、自分らしくよりよい生き方を実現していく子の育成」と「多様性の尊重、相互理解から相違点や共通点を見付け、共通の目的に向かって社会（集団）の中で自分の役割と責任を果たし協働する子の育成」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

### 具体的な取組

- ・「命について考える」朝会
- ・全学級道徳「生命の尊さ」
- ・いじめ対策コーディネーターの話・担任の話（いじめ予防・友情の心）
- ・児童会・委員会による「しあわせスイッチ（はままつマナーより）」啓発運動

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
4月	学級活動での学級目標の設定
6月	「しあわせスイッチ（はままつマナーより）」をテーマにした各委員会の取組開始
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
	校内研修 いじめの未然防止（学校風土、授業改善との関係性）
5月	校内研修 提案授業と事後研修（授業改善）
10月	校内研修 授業研究と事後研修（主体的・対話的で深い学び）
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
4月	「はままつマナー」を活用した呼び掛け（いじめ対策コーディネーター）
5月	「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業と運動会の実施
6月	「命について考える」朝会と「生命の尊さ」をテーマにした全校道徳の実施
7月	「親切・思いやり」をテーマにした道徳の授業、情報モラルに関する資料を扱った道徳の授業の実施
10月	「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業、学校行事等の実施
1月	「公正・公平・社会正義」をテーマにした道徳の授業の実施
2月	「感謝」をテーマにした道徳の授業の実施
3月	「感謝」の気持ちを伝える児童集会の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
毎日	多様性の理解に向けた発達支援学級児童との交流活動や学校行事の実施 多文化共生に向けた情報委員会児童による朝の放送、取り出し授業に参加する児童（外国につながる児童）への声掛け
4月	校内研修 発達支援研修会
5月	校内研修 外国人指導研修会
6月以降	児童会・委員会による「しあわせスイッチ（はままつマナーより）」啓発運動
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎日	朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」「今日のヒーロー」の取組
年間	「しあわせスイッチ（はままつマナー）」を活用したマナーを守る心情の育成
学期初	構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動

### (3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記事等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

#### イ 実施方法・検証

- ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
  - ・学校で実施する。
  - ・回収日当日に速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
  - ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。
- ※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

#### ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

#### ○個人面談は次のように実施する。

##### ア 実施時期・実施回数

- ・定期個人面談：1学期初めは、発達支援学級児童は全員実施、他の学級の児童は希望制とする。  
夏休みと3学期末は全員実施とする。  
毎週金曜日を教育相談日とし保護者との情報交換を行う。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

#### イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

#### ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

#### ○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

- 「校内いじめ対策委員会」を定期的で開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。
- 教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。
- 法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

### (4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじ

めを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

#### (6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

#### (7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。

- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- いじめ予防に関する研修（校内及び小中合同研修会）を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。
- いじめを深刻化させる二つのキーワード「アンバランス・パワー」「シンキング・エラー」※1について共通理解し、その危険をいち早く察知し、いじめが深刻化する前に迅速な対応に努める。二つのキーワードを児童にも周知し、児童が自分の陥りがちなシンキング・エラーに気付いたり、周囲の友達の関わりの様子に目を向けたりすることができるようにする。「いじめはいけない」「いじめを防ごう」という意識を持ち、「勇気」「友情」※2の心を大切にしたい温かな関わりができる学校風土を確立する。

(Unbalanced Power)・・・力の不均衡 1人対複数、上級生対下級生  
発言力の強い物対弱い者など

(Thinking Error)

(加害者側) 共感性を失った間違った考え方

ふざけているだけ、相手が悪いから  
みんなもしているから

(被害者側) 自尊心の傷つき、自己肯定感の低下からくる間違った考え方

自分が悪いから仕方がない  
我慢すればいい

(傍観者側) いじめ防止の鍵を握るが、時として加害者側に流れてしまう

いつものことだから、ああいう関係性なんだ

※1 「学校を変えるいじめの科学」和久田 学 著

※2 校訓 佐鳴の心「勇気」「友情」「勤労」より

### (8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）

②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

### (9)「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

○「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。

○入学時や各年度の開始時に、「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。

○より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。

○「浜松市立佐鳴台小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

### 3 地域や家庭の役割

#### (1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

#### (2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してゆくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」(いじめ防止対策推進法第9条第1項)

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

### 第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」(令和7年4月改定)及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(文部科学省令和6年8月改訂版)」により適切に対応します。

## 1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

### (1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

### (2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

### (3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

## 2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

- 学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。
- 教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

## 3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

## 4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

## 5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がる可能性があります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和8年3月改定



本年度も本校教育活動への御理解、御協力をありがとうございました。学校では生徒指導面での本年度の成果を振り返り、来年度への課題を確認しました。そこで、今回は生徒指導担当・いじめ対策担当から、「いじめ根絶に向けての取組み」をお伝えします。

## ～いじめ根絶に向けての取組み～

本校では、本年度も、「いじめは絶対に許されない」という基本理念のもと、いじめの「未然防止」と「早期発見」、「早期対応」に学校体制を整えて取り組んできました。

いじめは大人の目の届かないところで起こりやすいことから、それらを見聞きした子供たちの行動や情報提供が非常に大切であると考え、子供たちの心に働きかける支援を追究してきました。

その結果、「いじめの芽となったり、深刻化させたりする『アンバランスパワー』、『シンキングエラー』をなくし、友達のために動ける子（動ける傍観者）になろう」という気持ちが子供たちの中に育ってきていることを感じます。また、「いじめとは思わないけど心配なことがあって。」と、問題が深刻になる前に相談に来る子も増えてきています。

子供たちに「動ける傍観者」になってほしいと願って伝えてきた内容は、4月以降タブレットの持ち帰りが始まりますので、それに合わせて公開します。ぜひ、お子さんと御覧になって話し合っていたいただきたいと思います。

友達関係に関わる教師が発見した問題や寄せられた相談については、いじめ対策委員会で認知し、学校体制で事実確認し対応しています。本年度の認知ケースは103件であり、昨年度から32件減っています。

しかし、テレビやYouTube等の影響と思われる乱暴な言葉を使うことで、友達を悲しませてしまうケースは、まだ見られます。遊びで「戦いごっこ」のようになり、相手児童が「痛い」「悲しい」と辛い思いをしてしまうケースも減ってはいますが、まだ見られます。また、SNSに関するトラブルが目につくようになったことにも、学校は危機感をもっています。学校では、関係児童に指導をすると共に、学校全体、学年全体、学級全体に「思いやりの心」を育てるための指導や情報モラルの指導を繰り返してきました。

<いじめ対策委員会を開いて対応し、市に「いじめ認知」として報告したケース103件>

いじめの態様	件数
・冷やかし、からかい、悪口、いじり	84件
・叩く、蹴る、パンチする、押す	12件
・仲間外れ、避けられる	2件
・SNSに関するトラブル	5件

※3か月以上安心して生活できた場合は「解消」としますが、その後も校内で体制を整え、見守りや声掛けを続けます。

※次ページも御覧ください。

今後も、児童の悲しい気持ち、不安な気持ちを一刻も早く安心な気持ちに変えられるよう、また、悲しい気持ち、不安な気持ちになる児童が出ないように、チーム学校で取り組んでいきます。

私たちは、「どの子にとっても安心して過ごせる学校であるよう、努力しなければならない」との思いを強くしています。しかし、様々な経験を積む必要がある子供たちの間では、残念ながらいじめが起きてしまう現状があります。声をあげられず悲しい思いをしている子もいるのかもしれませんが。私たち教員は、それを見逃すことなく対応し、いじめにより悲しい思いする子供が出ないように努めます。そして、子供たちを思いやりの心をもった「動ける傍観者」に育て、保護者や地域の皆様との連携を大切にしながら、「いじめ根絶」に向けて、チーム学校で取り組んでいきます。

どうか、これからも御理解、御協力をお願いします。

※「浜松市いじめの防止等のための基本方針」に掲載されている「家庭の役割」を紹介いたします。

全ての子供は、かけがえのない存在であり、家庭の宝、地域の宝、社会の宝です。子供たちが健やかに成長していくことを願い、学校と手を携えて見守ってください。

### 「家庭の役割」

子供にとって家庭は、ありのままの自分を出すことができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについて理解し、子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
  - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
  - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
  - ウ 子供の状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

※本校の「いじめ防止等のための基本的な方針」は、HPに掲載されています。本年度末、いじめの防止等に関する年間指導計画の見直しをし、一部改訂しています。



しあわせスイッチ 自分から

マナー

それは

あなたのことを

大切に思っている 思いやりのメッセージ

わたしの心が

あなたの心が

みんなの心が

思いやりであふれば

みんな みんな やさしくなれる

みんな みんな しあわせになれる

マナー それは

みんなの すてきな しあわせスイッチ

さあ

しあわせスイッチをおしてみよう



「はままつ マナー」 巻頭詩より



勇気の心で おすことができる

しあわせスイッチ

友情の心で おすことができる

しあわせスイッチ

勤労の心で おすことができる

しあわせスイッチ

みんなが笑顔ですごせるように…

しあわせスイッチをおしてみませんか？



(様式1)

令和8年4月23日

浜松市立佐鳴台小学校  
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会  
代表 本間 健太 様

浜松市立佐鳴台小学校運営協議会

### 夢育やらまいか事業に対する意見書(案)

令和8年4月22日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

#### 記

#### 1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

##### ① 現状

浜松市立佐鳴台小学校は、転出入児童や外国につながる児童が多く、様々な文化や考え方を持つ人が集まる環境にある。

##### ② 課題

核家族が多く、児童が生活の中で地域の大人と接することが少ない。

##### ③ 意見

○ 佐鳴台小学校の学校教育目標「つながる力を育み、よりよく生きる佐鳴の子」の具現化のために、多くの文化や価値観を持った人が集まる地域の特性を生かし、地域人材を活用した、学習や行事、様々な活動を行うことで、「人や自分とつながる力」が育成され则认为。

○ さらに、企業や専門家との協働で、児童の学習や活動を支えることで、多くの専門的な知識や技能を子供たちに体験させたり、様々な職業観に触れさせたりすることができ「学びや夢、希望とつながる力」が育成され则认为。



# 佐鳴台小学校運営協議会 年間計画

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	4月22日 水曜日 14:30～16:00 会議室	(1)学校経営方針について 説明 ⇒ 熟議 ⇒ 承認 説明 ⇒ 熟議 ⇒ 確認 (2)いじめ防止等の基本的な方針について (3)夢育やらまいかCS加算分についての 意見書について (4)令和8年度の外部講師や保護者サ ポーターについて	熟議前に、令和7年度協議会自 己評価の確認をする。
2	6月18日 木曜日 14:30～16:00 会議室	熟議 (1)本年度の重点「つながる力」について (2)昼休み等の見守り活動について (3)今後の学校支援活動の方向性について (4)運動会の児童の様子について 報告 (1)4・5・6月の学校支援活動について (2)コーディネーター研修会の報告	※地域連携課 訪問日
	夏休み 研修	学校運営委員会と教職員の語る会 仮題 「つながる心」を育てるために大切なこと	※運営協議会ではない。
3	12月9日 水曜日 10:00～11:55 会議室	熟議 (1)算数サポーターの活動について (2)昼休み等の見守り活動について (3)今後の学校支援活動の方向性について 報告 (1)7月から11月の学校支援活動について	学校運営協議会の自己評価表 委員の意見収集⇒学校への提出 締め切り日を伝える。
4	2月18日 木曜日 14:30～16:00 会議室	熟議 (1)学校関係者評価について 「いじめ防止基本方針」について 学校の自己評価説明⇒ 改善策について熟議⇒次年度へ (2)学校経営構想について 説明 ⇒ 熟議 ⇒ 承認 (3)教育活動計画について (4)運営協議会自己評価について (5)夢育やらまいかCS加算分の報告	

